

総合評価落札方式試行実施に関するQ & A

1 試行実施全般に関するQ & A

(1) Q : 総合評価落札方式とは何ですか？

A : 総合評価落札方式とは、価格競争のみで落札者を決定する通常の入札とは異なり、公共工事の品質を高めるために、価格以外の過去の工事成績、工事実績等の要素も含めて、**価格と品質の両方を総合的に評価して落札者を決定する落札方式です。**

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月1日施行)により、公共工事の発注者(津市上下水道事業管理者)は、公共工事の品質を確保するため、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を適切に実施することを責務として求められているものです。

2 入札参加方法に関するQ & A

(1) Q : 総合評価落札方式には誰でも参加できるのですか？

A : 総合評価落札方式といっても落札者の決定にあたって総合評価を行うものであり、個別公告に示してある参加資格要件を満たす業者が参加していただけます。

(2) Q : 総合評価に関する資料はどのような資料をどのように提出すればいいのですか？

A : 別添の評価項目算定資料を、個別公告に示す**提出期限までに上下水道管理課へ持参により**提出してください。記入方法等については、各様式に記載の説明及び別添「評価項目算定資料(一覧表及び記入例)」を参照してください。

(3) Q : 郵便入札はどのように行うのですか？

A : **郵便入札は通常の条件付一般競争入札と全く同じ方法です。**指定封筒等に入札書と積算内訳書を封入の上、一般書留、簡易書留のいずれかにより郵便入札してください。

指定された郵送方法以外の方法により提出された入札は無効となります。

総合評価に関する資料は郵便入札封筒には同封せず、必ず提出期限までに上下水道管理課へ持参により提出してください。

3 評価項目に関するQ & A

(1) Q : 「工事成績」の点数はどのように確認するのですか？工事成績評定結果通知書(写)を提出する必要はないのですか？

A : 過去5年間の対象工事における工事成績平均点については、**上下水道管理課において算出**し、入札参加があった業者及び申請のあった配置予定技術者について評価基準に応じて配点しますので、**工事成績評定結果通知書(写)の提出の必要はありません。**ただし、HPにおいて公表する価格以外の評価点における工事成績の配点に疑義がある場合は、過去5年間の対象業種における工事成績評定結果通知書(写)全てを上下水道管理課に持参し、確認することができます。

(2) Q : 「工事实績」は該当する実績を全て提出しなければならないのですか？

A : 工事实績に関する評価基準における件数が確認できれば結構ですので、評価基準以上の提出は必要ありません。例えば、同種・同規模として該当する工事实績が20件あっても、本件においてはそのうち10件分を提出すれば、評価基準に示された2点の配点を得られることになります。

(3) Q : 「社会貢献」の「労働福祉の状況」「防災協定締結の有無」については、経営規模等評価結果通知書（経審結果通知書）のどこを見て「評価項目算定資料届出書」に記入すればいいのですか？

A : 経審結果通知書右下の「その他の審査項目（社会性等）」のうち「労働福祉の状況」及び「防災協定の締結の有無」に記載されている内容を転記し、添付資料として**審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経審結果通知書を提出**してください。

なお、経審受審後、「労働福祉の状況」の減点や「防災協定締結」の解除につながる事由が発生しているにもかかわらず虚偽の届出をした事実が判明した場合は、今後の入札参加に影響が出るおそれがありますので注意してください。

(4) Q : 「市内本店業者施工率」はどのように評価されるのですか？

A : 評価項目算定資料の一部として、市内本店業者施工率評価資料を提出してください。この場合に、自社及び一次下請け業者における市内本店業者の施工率が80%以上であれば、2点を配点します。その後、落札した場合は、市内本店業者施工率評価資料を契約書に綴じ込みます。

(5) Q : 「市内本店業者施工率」について、実際の施工において80%を下回った場合はどうなるのですか？

A : 市内本店業者施工率については、契約後に工事一部下請届け及び下請負契約書の写しを確認します。

評価資料提出時に80%以上で申告し、落札したが、実際の施工において80%未満となった場合は、指名停止の対象となります。

(6) Q : 「手持ち工事量」はどのように算出するのですか？契約書（写）を提出する必要はないのですか？

A : 手持ち工事量を評価するための契約中の公共工事件数と1級及び2級技術者数との比率については、「手持ち工事評価資料」（別紙様式）により記入願います。

工事件数については、対象業種の契約金額2,500万円以上のコリズ登録されている公共工事件数で、1級及び2級技術者数とは審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経審結果通知書に表記されている技術者数をいいます。

契約書（写）を提出する必要はありませんが、コリズ登録（写）を提出する必要があります。

(7) Q : 「手持ち工事量」算出時における当該業種とは？

A : 土木一式工事（土木一式工事（配水管工事）を含む）とします。

(8) Q : 津市条件付一般競争入札参加申込書提出時に申請した配置予定技術者を評価資料提出時に変更はできますか？

A : 変更はできます。ただし、配置予定技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合とします。

(9) Q : 評価資料提出時に申請した配置予定技術者の変更はできますか？

A : 変更はできません。配置予定技術者に当たっては、当該工事に確実に配置できる方を選定してください。

(10) Q : 「配置予定技術者」の工事成績平均点及び施工実績件数について、工事施工途中で配置技術者を変更した工事がありますが、その場合どのように取扱いますか？

A : 主任（監理）技術者としての工事实績（工事成績平均点・施工実績件数）については、対象工事の契約締結日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した工事实績とします。

(11) Q : CPDの推奨単位が定められていない団体の場合はどのように取扱いますか？

A : 推奨単位を定めていない団体、証明書の発行を行っていない団体については、評価の対象としません。

また、1年間での推奨単位を定めておらず、複数年間での推奨単位しか定めていない団体については、1年間あたりに換算し推奨単位とします。

さらに、推奨単位として「必要な単位」、「望ましい単位」を定めている団体については、「必要な単位」を推奨単位とします。

(12) Q : CPDについて、発注業種に対応した運営団体からの証明に限りますか？

A : 発注業種とCPD運営団体との関連は問いません。

(13) Q : 障がい者雇用状況報告書等の写しとはどのようなものですか？

A : 法律により雇用が義務付けられている企業である場合は、職業安定所に提出する障がい者雇用状況報告書等の写しを提出してください。

雇用が義務付けられている企業でない場合は、障がい者手帳の写しや手帳番号及び健康保険証の写し等の雇用が確認できる書類を提出してください。

(14) Q : 労働安全衛生マネジメント認証の写しとはどのようなものですか？

A : 評価機関による評価証、適合証明書等の写しを提出してください。

4 総合評価方法に関するQ & A

(1) Q : 価格点80点、価格以外の評価点20点の加算方式とはどういうことですか？

A : 【加算方式とは】

価格点と価格以外の評価点を合計した総合評価点が最も高い入札者を落札者とする評価方法です。

【価格点80点について】

開札時に入札参加者の入札価格に応じて配点される点数です。予定価格の範囲内で失格基準価格以上の入札者を対象として、次のとおり開札時に点数化します。

価格点の算出方法

(入札価格 > 低入札価格調査基準価格の場合)

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格価格}) / 10 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$$

(入札価格 ≤ 低入札価格調査基準価格の場合)

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{入札価格} - \text{失格価格}) / 10}$$

※失格価格とは、失格基準価格

低入札価格とは、低入札価格調査基準価格のことです。

※価格点は、小数点第6位以下を切り捨て、小数点第5位まで表示します。

【価格以外の評価点20点について】

評価項目算定資料提出期限までに上下水道管理課に提出された総合評価に関する資料に基づき、入札参加者ごとに価格以外の評価点(20点満点)を算出します。

(2) Q : 価格以外の評価点(20点満点)はどのように公表するのですか？

A : 評価項目算定資料提出期限までに提出された総合評価に関する資料に基づき、入札参加者ごとに価格以外の評価点(20点満点)を算出し、**個別公告に示す日時にHPで公表します。**入札参加した場合は、必ず評価項目ごとの配点を確認してください。点数に疑義がある場合は、自らの審査結果(点数)については上下水道管理課へ照会することができますが、他の入札参加者の審査結果(点数)については一切回答できませんのでご了承ください。

5 低入札価格調査に関するQ&A

(1) Q：低入札価格調査基準価格とは何ですか？

A： 総合評価落札方式では、一定の価格を下回る入札については、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあるものとして低入札価格調査基準価格を設定します。総合評価点が最も高い者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合は、低入札価格調査を実施し、調査の結果、落札者とならない場合があります。

低入札価格調査基準価格は、現行の最低制限価格の算出方法により算出します。

(2) Q：低入札価格調査はどのように実施されるのですか？

A： 入札時に提出された積算内訳書による審査（1次審査）と、「当該価格で入札した工事が施工できる理由」など低入札価格調査の実施にあたって改めて提出いただく書類（開札日の翌日から起算して3日後を提出期限とします。）による審査（2次審査）により調査を実施します。

(3) Q：積算内訳書による審査（1次審査）はどのように実施されるのですか？

A： 開札の結果、第1順位者の入札価格が低入札価格基準価格を下回った場合に、低入札価格調査の1次審査として、入札時に提出された積算内訳書の全ての費目において適正な価格で積算されているかを確認します。

具体的には、入札者の積算内訳書の全ての費目が、発注者の設計金額に以下の表に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）以上であることを確認します。

積算内訳書の判断基準の算定に用いる割合

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
土木工事等	95%	85%	80%	45%
建築工事等	93.5%	85%	80%	45%

(4) Q：提出書類による審査（2次審査）はどのように実施されるのですか？

A： 1次審査を通過した業者に対し、開札日の翌日から起算して3日後を提出期限とし、「当該価格で入札した工事が施工できる理由」などの低入札価格調査書類の提出を求めます。提出された書類及び事情聴取（必要に応じて実施）に基づき、当該価格で適正な施工が可能であるかの審査を行います。

審査については、津市低入札価格調査マニュアルに基づき実施しますので、詳細については津市低入札価格調査マニュアルをご覧ください。

なお、低入札価格調査書類の作成にあたっては、入札参加時に提出した評価項目算定資料届出書に記載した内容との整合性にもご留意ください。例えば、評価項目算定資料届出書において市内本店業者施工率80%以上（自社施工を含む。）として届け出たにもかかわらず、低入札価格調査資料において提出する下請予定業者計画書の内容が、市内本店業者施工率80%（自社施工を含む。）を下回るなど、評価項目の配点区分と不整合が生じる場合は、失格等となる場合がありますのでご注意ください。

(5) Q : 低入札価格調査を経て契約した場合、通常の場合と比べて違いはありますか？

- A : 低入札価格調査を経て契約した場合、以下の事項が適用されます。
- ・ 監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること
 - ・ 契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること
 - ・ 前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること

(6) Q : 低入札価格調査を受けることとなった場合、辞退したいのですが？

- A : 別添の低入札価格調査辞退届を上下水道管理課へ持参にて提出してください。ただし、この場合、**落札者とはなりません。**
提出期限は評価項目算定資料の提出期限と同じとします。**必ず提出期限を守って提出してください。**開札後の提出は受け付けません。開札後に、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、指名停止等の措置を行うことがあります。

(7) Q : 失格基準価格とは何ですか？

- A : 失格基準価格とは、総合評価落札方式において、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、通常の価格競争における最低制限価格に代わって設定できる価格のことをいいます。失格基準価格未満の場合は、総合評価点の算出は行わず失格とします。

失格基準価格は、下記算定方法により算定(1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)します。

(失格基準価格の算定方法)

区分	算定方法
土木工事等	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.85+現場管理費×0.8+一般管理費等×0.45
建築工事等	(直接工事費×90%)×0.95+共通仮設費×0.85+(現場管理費+直接工事費×10%)×0.8+一般管理費等×0.45

(8) Q : 重点調査基準価格とは何ですか？

- A : 重点調査基準価格とは、低入札価格調査において、積算内訳書の判断基準(1次審査)を満たした場合に実施する、提出書類等による審査(2次審査)について、通常調査と重点調査に隔てる基準価格のことをいい、低入札価格調査基準価格の97%(1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として算出します。調査対象者の入札価格が、重点調査基準価格以上の場合には、通常調査を実施し、重点調査基準価格未満の場合には、通常調査より詳細かつ重点的な調査である重点調査を実施します。